

平成30年度 事業実施計画 事業説明

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
法人運営部門	法人運営	定例理事会・評議員会の実施	社協	5月、9月、12月、3月に開催予定。
		福岡県社会福祉大会	社協	福岡県内の社会福祉関係者が集い、社会福祉に貢献された方々の表彰や記念講演等を通して、学習や情報交換等を目的とした社会福祉大会へ参加する。
		実習の受入れ	社協	社会福祉士養成校(大学・専門学校等)の依頼により、実習生の受入れを行う。
		各関係機関依頼による会議研修への参加		関係機関等が実施するケース会議、運営会議等に参加する。(地域ケア会議、要対協、自立支援協議会、子ども子育て会議等)
福祉教育	福祉教育	福祉教育教材「ともに生きる」配布事業	共同募金	町内小学4年生を対象に福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、活用推進を図る。
		福祉教育推進事業	共同募金	小学校4年生を対象におこなわれる福祉教育について、研修等を通して、学校教員と職員が共通認識を持って取り組むことを目的とする。
		社協だよりの発行事業	共同募金	当会事業や各団体の事業案内、啓発等の福祉情報の発信として、社協だよりを発行する(年3回、各5,900部)。
		平成30年度くらて元気まつり参加事業	共同募金	くらて元気まつり開催時、社協事業活動の広報ブースを設置する。
		ホームページの運営	共同募金	住民にいち早く、より広く情報提供するとともに、社協活動のPRや住民からの意見・要望を受け付け、住民ニーズの発掘につなげるため、ホームページを運営する。
		福祉協力校支援	共同募金	町内の希望する学校へ「福祉協力校」として助成金を配布している。「ともに生きる配布事業」や「福祉教育推進会議」と連動しながら、子どもたちが福祉への理解を深められるよう、支援を行う。
ボランティアセンター	ボランティアセンター	子どもボランティア事業	共同募金	町内在住の小学生を対象に福祉体験教室や世代間交流、地域参加の機会を設け、子どもの福祉への関心を高めるきっかけや、学習の場づくりを進める。子どもたちを主体とした福祉教育の視点に立ち、より多くの体験ができるよう取り組むことを目標としている。
		ボランティアニーズの受付・調整等コーディネート	共同募金	住民や各福祉団体の依頼によって、町内や高校・専門学校等へのボランティア募集や関係機関との連絡調整を行う。
		災害ボランティアセンター	社協	平成26年度中に鞍手町と災害時協定を締結したことを受け、鞍手町災害ボランティアセンター運営マニュアルの精査等を進めていく。
		福祉用具・レクリエーション用具の貸出	社協	住民への車いす貸出や福祉教育の一環として、各学校へ点字盤・アイマスク・白杖等の福祉機器の貸出を行う。また、サロン活動等へのレクリエーション用具の貸出を行う。

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
地域福祉推進部門		鞍手町支え合い推進員養成事業	社協	ケアシステムにおける第3層で、専門職と一緒に課題解決にあたる住民ボランティアの養成を行う。
		ボランティア団体支援・助成	共同募金	町内ボランティア団体及びNPO法人鞍手町ボランティア連絡協議会への助成、及び活動支援を行う。
	小地域福祉活動	各サロン活動支援事業	共同募金・社協	高齢者サロン: 地域の高齢者の居場所づくり、課題解決等をはかるために高齢者サロン活動の支援を行う。当会では、鞍手町「ふれあい・いきいきサロン連絡会」(偶数月の第3木曜日)、高齢者サロン普及・活動支援事業として実施。
			共同募金	子育てサロン: 少子高齢化が進む中で、子育て中の親子を対象にサロン活動(同じ課題を持った人が集まる場)が重要視されている。平成21年度より子育てサロンが発足し、引き続き、支援や協力を実施する。
			共同募金	障がい児者サロン: 関係団体と共に開催する。主にふうせんバレー・卓球・バドミントン・談話を通して、余暇活動を実施する。当会は、ボランティア募集・住民への周知広報・関係機関への連絡調整を行う。原則、偶数月の第1日曜日に鞍手町総合福祉センター アリーナで開催。
		支え合いマップ作り事業	社協	誰もが安心して豊かに暮らせる町づくりを進めるため、支え合いマップ作りを実施。孤独死の予防・豊かな生活を実現するための地域づくりを目指す。平成29年度より全国支え合いマップネットワークの北部九州ブロックの研修を当会職員が担当。
	広域的活動支援	地域住民のための屋外掲示板等設置事業	共同募金	各区より随時希望を募り、屋外掲示板等を設置する。なお、設置箇所は共同募金会配分委員会で審議、決定する。
		各団体への助成金事業	共同募金	各団体からの助成金の申請により内容を審査し、年間活動費の一部を助成する。(鞍手町老人クラブ連合会、障がい児者団体、鞍手町子ども会連絡協議会)
		鞍手町社会福祉法人連携会議	社協	社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域貢献事業」を実施することが責務として法律に明記された。これを受け、地域ニーズに即したサービスを低額または無料にて提供する必要があるため、町内の社会福祉法人が連携し、一体的に事業展開するための連絡会を設置し、その事務局を当協議会が担う。
		福岡県地域福祉活動職員連絡会	社協	平成29年度より福岡県地域福祉活動職員連絡会の直轄エリア代表役員を当協議会職員が担う。
		筑豊ブロック直轄エリア社協連絡協議会	社協	直轄エリア社協との情報交換及び連絡調整、資質向上のための研修会等に参加する。平成30年度は災害ボランティアセンターがテーマ。※平成29年度と30年度は鞍手町が事務局。
	地域福祉総合計画関連事業	生活支援体制整備事業	町受託	介護保険制度改正に伴い、各市町村で生活支援体制整備事業を行うこととなっている。本町においては社協が受託し、実施していく。具体的には協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置など

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容	
個別支援・サービス提供部門	サービス提供	移送サービス事業	社協	障がいがある方等で、公共交通機関での外出が困難な方への外出支援を実施する。	
		高齢者福祉給食サービス事業	共同募金	70歳以上の独居高齢者並びに高齢者世帯で支援を必要とされる方へ弁当をお届けする。栄養バランスのとれた食事を提供し、利用者の安否確認を目的に毎週水曜日(昼1回)に業者委託にて実施する。	
	生活困窮者支援事業	生活福祉資金貸付の相談・受付業務	県社協受託	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とした資金貸付制度。運営主体は福岡県社会福祉協議会。当会では、貸付相談受付、県社協への申請手続き及び償還中の方への償還通知等各書類の送付を行う。	
		生活福祉資金一時生活資金貸付事業	社協	生活保護法に基づく保護の申請を行い、扶助費が給付されるまでの生活に支障の恐れがある方に対して、一時的に貸付をすることにより、安定した生活を送れるように支援する。	
	権利擁護事業	日常生活自立支援事業	県社協受託	認知症等判断能力が不十分な方(日常生活に困っている方)に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、書類等(預貯金・印鑑・権利証等)の保管を実施する(支援者は生活支援員登録者)。現在8名の方が利用しており、引き続き支援を継続する。	
		各種相談事業	社協	総合相談:各制度の利用に至らない「制度の狭間」にある相談者に対し、相談支援を実施する。	
				法律相談:毎月10日に西村弁護士による無料法律相談を行う。 心配ごと相談:毎月25日に行政相談委員・人権擁護委員による無料の心配ごと相談を行う。	
	指定管理部門	総合福祉センター指定管理	総合福祉センターくらの郷管理事業	町受託	総合福祉センターの管理を行う。
	その他	共同募金鞍手町支会		社協	共同募金鞍手町支会の事務を行う。
		老人クラブ連合会事務局		社協	鞍手町老人クラブ連合会の事務局を運営する。